

本資料は、商品発売に当たって作成された報道機関向け発表資料を転載したものです。商品ご購入のご検討にあたっては、必ず商品パンフレット・「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」、「ご契約のしおり/約款」、「特別勘定のしおり」などをご覧ください。



2007年9月26日

## news release

マニユライフ生命保険株式会社

### 「マニユライフ投資型年金（年金額ラチェット型）」を販売開始

マニユライフ生命保険株式会社（代表執行役社長兼 CEO：ジェフ・クリックメイ、以下マニユライフ生命）は、このほど新商品「マニユライフ投資型年金（年金額ラチェット型）」を開発し、本年9月27日より、野村証券株式会社（執行役社長：古賀 信行、以下野村証券）の本店および全支店において販売を開始いたします。

「マニユライフ投資型年金（年金額ラチェット型）」の新しい機能として、従来商品で5年ごとだったラチェット判定を毎年行いますので、年金額が増えるチャンスがより多くなりました。

「マニユライフ投資型年金（年金額ラチェット型）」の主要な特長は次の通りです。

- 「マニユライフ投資型年金（年金額ラチェット型）」は、年金の受取総額と死亡保障の最低保証額がラチェットする（増える）チャンスが毎年あり、一度ラチェットすると一部解約等の変更がない限りこの最低保証額は減少せず、運用の成果を確保できます。
- 「マニユライフ投資型年金（年金額ラチェット型）」は、運用期間満了時の年金の受取総額と最低死亡保障について、基本保険金額（一時払保険料）の105%を最低保証いたします。
- 「マニユライフ投資型年金（年金額ラチェット型）」は、年金での受取のほか、終身保障を選択することができます。

マニユライフ生命は、「マニユライフ投資型年金（年金額ラチェット型）」を、野村証券の全国に広がる本支店を通じて多くのお客様にご提供し、日本において今後も引き続き拡大が予想される変額個人年金保険市場での更なるシェア拡大を目指します。

以上

<http://www.manulife.co.jp>

弊社はカナダのトロントに本社を置くマニユライフ・ファイナンシャルのグループ会社です。  
Manulife のロゴおよびブロック・デザインは、マニユライフ・ファイナンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの登録サービスマークおよび登録商標であり、同社およびマニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーション等の同社関連会社によって使用されるものです。

<ご参考>

## 「マニユライフ投資型年金（年金額ラチェット型）」の特長

### 1. 毎年ラチェットする（増える）チャンス

契約日から1年経過ごとの契約応当日にラチェットの判定を行い、運用状況に応じてラチェット保証額（「年金の受取総額」と「死亡保障」の最低保証額）がラチェットするチャンスがあります。<sup>\*1</sup> ラチェット保証額は一度増えると一部解約等の変更がなければ減少しませんので、運用の成果を年金や死亡保障に反映することができます。

### 2. 年金の受取総額を105%保証

運用が不調な場合でも、運用期間満了時のラチェット保証額は、基本保険金額の105%が最低保証されます。<sup>\*2</sup>

### 3. 多彩な受け取り方法

お客様のニーズに合わせて、多彩な方法の中からお選びいただけます。年金等で受け取る場合には、特別勘定年金、確定年金、一括受取から選べます。また、年金での受け取りにかえて終身保障に移行することもできます。

運用期間中に被保険者がお亡くなりになったときには、死亡給付金を一時金で受け取ることができるほか、遺族年金特約を付加して年金(遺族年金)で受取することもできます。

<特別勘定年金について>

特別勘定年金を選択いただくと、年金受取開始後も毎年ラチェット判定を行い、受取総額が増えるチャンスがあります。また、運用期間（10年）に加え、年金受取期間（15年）も特別勘定での運用を続けることができます。

<確定年金、一括受取について>

運用成果を確保して、より短い期間で年金を受け取りたい場合には、運用期間（10年）満了後に運用成果を確定し、確定年金（年金受取期間5年、10年）または一括受取を選択することができます。

<終身保障特約、遺族年金特約について>

#### ・終身保障特約

年金での受け取りにかえて、生涯にわたり死亡保障を継続することができます。終身保障移行後も毎年ラチェット判定を行い、死亡保障額が増えるチャンスがあります。終身保障移行後も特別勘定での運用が継続します。

#### ・遺族年金特約

遺族年金特約を付加することにより、死亡給付金の全部または一部を一時金で受け取る方法にかえて、年金(遺族年金)としてお受け取りいただけます。

### 4. 運用について

主な投資対象となる投資信託は、投資信託「野村インデックス・バランス 60VA」「マイストーリー・株 25VA」からお選びいただけます。「野村インデックス・バランス 60VA」は国内外株式の資産配分比率を60%まで高めた、積極的な資産の成長を目指すファンドです。一方、「マイストーリー・株 25VA」は、国内外の株式に25%程度を、国内外の債券に75%程度を投資し、安定的な資産の成長を目指します。

### 5. 目標金額到達お知らせサービス

ご契約時に、基本保険金額の120%以上の金額で目標金額を設定することができます。積立金額が目標金額に到達した時に、ご契約者に「目標金額到達のお知らせ」を郵送しますので、資産の成長を実感できます。

\*1…ラチェットは被保険者年齢（保険年齢）が80歳に到達するまで適用されます。

\*2…基本保険金額の105%が保証されるのは、特別勘定年金(15年)での受け取りまたは終身保障に移行した場合です。

### マニユライフについて

マニユライフ生命保険株式会社(「マニユライフ生命」)は、マニユライフ・ファイナンシャル社のグループ企業で、世界的な格付け会社スタンダード&プアーズ社から、最高位の格付けである「AAA」を取得しています(2007年8月末現在)。

マニユライフ・ファイナンシャルは、カナダを本拠とし、世界 19 ヶ国・地域で数百万のお客様にサービスを提供している金融サービスのリーディング・グループです。カナダおよび日本、大部分のアジア地域では、マニユライフ・ファイナンシャルとして、また、米国においては、主にジョン・ハンコックとして事業を展開し、同社職員、エージェントおよび販売パートナーの広範囲にわたるネットワークを通じて、お客様に多種多様な保障商品や資産運用サービスを提供しています。マニユライフ・ファイナンシャルの管理運用資産は 2007 年 6 月 30 日現在 4,100 億カナダドル (3,860 億米ドル) となっています。

マニユライフ・ファイナンシャル社は、トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「0945」で取引されています。

マニユライフ・ファイナンシャルについての詳細は同社ホームページ ([www.manulife.com](http://www.manulife.com)) をご覧下さい。マニユライフ生命のホームページは次の通りです。 ([www.manulife.co.jp](http://www.manulife.co.jp))

---

<http://www.manulife.co.jp>

弊社はカナダのトロントに本社を置くマニユライフ・ファイナンシャルのグループ会社です。  
Manulife のロゴおよびブロック・デザインは、マニユファクチャラーズ・ライフ・インシュアランス・カンパニーの登録サービスマークおよび登録商標であり、同社およびマニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーション等の同社関連会社によって使用されるものです。

# マニュアル投資型年金

(年金額ラケット型)

変額個人年金保険(年金総額保証I型)  
新ラケット特約(変額個人年金保険(年金総額保証I型)用A型)

## この保険のご検討にあたっての留意事項

### ●この保険には、投資リスクがあります。

マニュアル投資型年金(年金額ラケット型)は、年金額、死亡給付金額、解約返戻金額等が特別勘定資産の運用実績に基づいて増減する仕組みの年金保険です。特別勘定資産は、投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されますので、特別勘定の資産運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等の投資リスクがあります。株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約返戻金等のお受け取りになる金額の合計額が、一時払保険料を下回る可能性があります。

お客様がスイッチングを行った際には、選択した特別勘定の種類によって基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますのでご注意ください。

### ●この保険では、つぎの費用をお客様にご負担いただきます。

#### ●ご契約時

| 項目     | 目的               | 費用             | 時期  |
|--------|------------------|----------------|---|
| 契約初期費用 | ご契約の締結等に必要の費用です。 | 一時払保険料に対して3.0% | 特別勘定への繰入の際(ご契約日よりご契約日を含めて8日目末)に一時払保険料から控除します。 |

#### ●ご契約から1年以内

| 項目   | 目的                     | 費用                  | 時期  |
|------|------------------------|---------------------|---|
| 解約控除 | ご契約日から1年以内の解約に対する控除です。 | 解約部分の基本保険金額に対して2.0% | ご契約日から1年以内に解約した場合、解約部分の積立金額から解約控除(解約部分の基本保険金額×2.0%)を差し引きします。* |

※ 解約計算基準日が特別勘定への繰入日前である場合、解約返戻金額は、解約計算基準日の基本保険金額と同額となります。

#### ●運用期間中・特別勘定年金受取期間中・終身保障移行後

| 項目        | 目的  | 費用   | 時期   |
|-----------|---|--|--|
| 保険関係費     | 死亡給付金等の最低保証のための費用、ご契約の締結、維持などに必要な費用です。      | 特別勘定の資産総額に対して年率2.65%   | 左記年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。                                   |
| 運用関係費*1   | 特別勘定の運用に関わる費用。特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬等が含まれます。 | 【バランス25AR】<br>年率0.3675%(税抜0.35%)<br>(実質*2 0.90%±0.10%(概算))<br>【インデックスバランス60AR】<br>年率0.42%(税抜0.40%) | 各特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対して、左記の年率の1/365を乗じた金額(信託報酬)を毎日積立金から控除します。 |
| スイッチング手数料 | 年間*3 12回まではスイッチングを無料で行えます。13回目から費用がかかります。   | 13回目から、1回あたり2,500円   | 13回目から、スイッチング時に移転元の積立金から控除します。                                   |

\*1 運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息、また信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。なお、運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

\*2 特別勘定が投資対象とする投資信託はファンド・オブ・ファンズを主な投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めてお客様が実質的に負担する信託報酬を算出しております。

\*3 年間とは、契約日または契約応当日から起算して1年間(1保険年度)のことです。

#### ●確定年金受取期間中・遺族年金受取期間中

| 項目    | 目的                         | 費用              | 時期                  |
|-------|----------------------------|-----------------|---------------------|
| 年金管理費 | 確定年金・遺族年金の年金支払の管理に関わる費用です。 | 年金額(年額)に対して1.0% | 年金支払日に責任準備金から控除します。 |

### ●その他ご留意いただきたい事項

●基本保険金額の105%が運用期間満了時のラケット保証額として最低保証されるのは、特別勘定年金を15年間でお受け取りいただく場合、および終身保障へ移行した場合です。年金の一括受取、または確定年金をご選択された場合は、最低保証はございませんので、場合によっては、お受け取りになる年金および年金の一括受け取り額の合計額が一時払保険料の額を下回ることがあります。

●ご契約の解約・一部解約を行った場合、解約返戻金に最低保証はありません。

ご契約にあたっては、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」を十分にお読みいただき、内容をご理解・ご了解いただきますようお願いいたします。商品内容の詳細については、「商品パンフレット」「ご契約のしおり/約款」「特別勘定のしおり」にてご確認ください。くわしくは、変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。

募集代理店

野村證券株式会社

引受保険会社

マニュアル生命保険株式会社

変額年金カスタマーセンター/0120-925-008